

上山市告示第222号

上山市フードドライブ物品貸出取扱要綱を次のように定める。

令和8年9月7日

上山市長 山 本 幸 靖



上山市フードドライブ物品貸出取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品ロスを削減するための取組であるフードドライブ（家庭で余っている食品を受け入れ、福祉団体、施設、フードバンク等に提供する活動をいう。以下同じ。）の実施時に必要となる物品（以下「物品」という。）の貸出を行い、フードドライブの実施を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による物品を貸し出す対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に所在する事業者又は団体であること
- (2) 公序良俗に反する活動を行わない事業者又は団体であること

(貸出物品)

第3条 物品の貸出は、次に掲げるものを在庫の範囲内で貸し出すことにより行うものとする。

- (1) 食品回収コンテナ 2台まで
- (2) のぼり旗 2枚まで
- (3) のぼり旗用ポール及びスタンド 2組まで
- (4) スタンド付きバナー 1台まで

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、1月以内で市長が認めた期間とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(貸出料)

第5条 貸出料は無料とする。

(貸出の申請)

第6条 貸出を希望する者は、フードドライブ実施日の1週間前までにフードドライブ物品貸出申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で貸出の可否を決定し、申請者に対しフードドライブ物品貸出承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(貸出方法)

第8条 前条の貸出の決定を受けた者は、子ども子育て課において物品の貸出を受けるものとする。

(返却方法)

第9条 前条の規定により物品の貸出を受けた者（以下「借受者」という。）は、フードドライブ終了後、1週間以内にフードドライブ実施報告書（様式第3号）を提出するとともに、物品を返却するものとする。

(遵守事項)

第10条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。

(貸出決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出の決定を取り消し、物品を返却させることができる。

- (1) 借受者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- (2) 公益上又は管理上、特に必要があると認めるとき。

2 市長は、借受者に故意による違反があったと認めるときは、以後の物品の貸出を制限することができる。

(損害賠償)

第12条 市長は、借受者が故意又は過失により物品を亡失し、又は甚だしく毀損した場合は、現品相当額又は修理に要する費用を賠償させることができる。

(市の免責)

第13条 市は、フードドライブ実施に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

フードドライブ物品貸出申請書

令和 年 月 日

上山市長 宛て

所在地
団体(事業者)名
代表者名
担当者
電話
メールアドレス

下記のとおり、フードドライブ物品の貸出を受けたいので申請します。
また、貸出を受けるにあたり、注意事項を全て理解し遵守いたします。

記

実施期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
イベント名称	※イベント名称（イベント時に行う場合）：
使用場所	
受取希望日	受取希望日： 年 月 日
返却予定日	返却予定日： 年 月 日
貸出希望物品	食品回収コンテナ 台（2台まで） のぼり旗 枚（2枚まで） のぼり旗用ポール・スタンド 組（2組まで） スタンド付きバナー 個（1台まで）
回収食品 提供先（予定）	
注意事項	次の事項を守れない等、市が特に必要があると認めた場合は、速やかに物品を返却いただくほか、物品の弁償を求める場合や以後の借用を禁止する場合があります。 (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。 (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。 (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。 (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。 (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。

第2号様式（第7条関係）

フードドライブ物品貸出（承認・不承認）決定通知書

年 月 日

_____様

上 山 市 長

申請のあったフードドライブ物品の貸し出しについて、下記のとおり承認します。

記

1 貸出物品と貸出数

食品回収コンテナ	() 台
のぼり旗	() 枚
のぼり旗用ポール・スタンド	() 組
スタンド付きバナー	() 台

2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 貸出・返却場所 上山市子ども子育て課

4 遵守事項

下記の事項をお守りいただけない場合、又は、公益上もしくは管理上、特に必要があると認めた場合は、速やかに物品を返却いただくとともに、物品の弁償をしていただくことや以後の借用ができなくなることがあります。

- (1) 物品をフードドライブ以外の目的に使用しないこと。
- (2) 物品を破損し、又は紛失しないよう注意すること。
- (3) 物品の形状を変更し、又は改造しないこと。
- (4) 物品を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 回収した食品は、福祉団体等へ提供すること。

フードドライブ実施報告書

年 月 日

上山市長 宛て

団体又は

事業者名

代表者名

下記のとおり、フードドライブ実施結果について報告します。

記

フードドライブ 実施結果	期間： 年 月 日～ 年 月 日 ※イベント名称（イベント時に実施した場合）：
	回収食品（数： 点 / 重さ： k g） 主な品目（ ）
食品の提供	提供日： 提供先：
ご意見等	

（添付資料）フードドライブで集まった食品全体の写真（データでの提出可）

写真貼り付け用